

## I. 理念・目的

### 2. 点検・評価

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### ②改善すべき事項

##### (2) 法学部

近年、入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著であり、学部の理念・目的の実現可能性が疑わしい点が指摘されている。

法学部小委員会

入試制度の見直しについては、2013年度入試において、指定校の見直し、課外活動指定校の創設、短大編入指定校の増設を実施し、2014年度入試において、公募制推薦入試におけるZ項評価点の見直し、B日程の試験科目の変更、短大指定校編入試験の試験方法の変更を実施することとした。教育プログラムの見直しについては、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

### 3. 将来に向けた発展方策

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

#### ②改善すべき事項

##### (2) 法学部

入学者の学力低下ならびに学生間の学力格差が顕著である点については、入学者選抜、カリキュラム再編などの作業と関連付けた十分な検証が必要であるところ、現在、法学部では入試プロジェクトおよび初年次教育プロジェクト（資料120）を立ち上げ、以上の諸点についての見直しを行っている。そこでは、学部の実情に関する現状認識をすることにより、理念・目的の実現のために、入試制度の在り方および教育プログラムの見直しを行っているところである。

法学部小委員会

入試制度の見直しについては、2013年度入試において、指定校の見直し、課外活動指定校の創設、短大編入指定校の増設を実施し、2014年度入試において、公募制推薦入試におけるZ項評価点の見直し、B日程の試験科目の変更、短大指定校編入試験の試験方法の変更を実施することとした。  
・教育プログラムの見直しについては、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

### Ⅲ. 教員・教員組織

#### 2. 点検・評価

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

##### ②改善すべき事項

###### (2) 法学部

教科目担当専任教員の手薄さ；主要科目担当専任教員の過多基礎専門教育科目において可能な限りの少人数教育を目標としているため、同一科目に対し複数クラスを開講する必要がある。

法学部小委員会

教員組織のあり方等については、学部内人事小委員会等において引き続き検討を進める。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

##### ②改善すべき事項

###### (2) 法学部

欠員発生時の代替教員確保

本報告書の該当期間において、現実として、公募を行ったが、当学部が希望する応募が存在しなかった事例が現実に存在する（2007（平成19）年度の民法教員の募集）。昨今、法科大学院の乱立により、非常に偏りがあるものの人員確保が困難な分野・領域が存在している。特に、教授採用人事の難しさが顕著である。

法学部小委員会

2011年度および2012年度に欠員補充のための人事を実施したが、2011年度の人事において最終的に採用に至らなかった事例が存在した。こうした事例が生じた場合には、その都度、学部内人事小委員会および人事教授会において対応を協議している。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### ②改善すべき事項

###### (2) 法学部

適切な学生による授業改善アンケートの実施

学生による授業改善アンケートの結果に対する過度な関心は、学生に対する人気取りに堕しかねない危険性をはらんでおり、個々の教員による個別的な努力だけでは、学部全体の教育の質の向上には不十分である。今後は、教員の資質向上に役立つ学生による授業改善アンケートとはどのような内容で、どう実施されるべきについて継続的に議論するとともに、学生の質の変化や社会の変化に対応する教育方法の改善に向けた組織的な取り組みを強化する必要がある。

#### 法学部小委員会

2011 年度後期より、授業改善アンケートの実施方法を変更し、本学の e-Learning システムである「ドットキャンパス」を利用して実施する方法へと改めた。その結果、アンケート実施のために貴重な授業時間を割く必要がなくなった、自由記述欄への無責任・不規則な記述がなくなったなどの改善がなされた。その他、FD 研修への参加等、FD 活動に継続的に取り組んでいる。

### 3. 将来に向けた発展方策

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

#### ②改善すべき事項

##### 〈2〉 法学部

学生の質の変化およびそれに伴うカリキュラムの改編によって、これまでの科目ごとの専任教員枠を見直しすることが必要となっている。また、主要科目担当の専任教員について担当科目数の過多という状況がみられるため、教員配置の再検討が迫られている。

現在、学部内人事小委員会において、学生に対する教育の充実の観点から、教員枠の見直しを含めた適正な教員組織のあり方につき検証を行うこととし、学部教授会での具体的な提案に向けた準備を進めている。

#### 法学部小委員会

教員組織のあり方等については、学部内人事小委員会等において引き続き検討を進める。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### ②改善すべき事項

##### 〈2〉 法学部

欠員が発生する事態に直面した場合、公募制だけに頼っているのでは、迅速な専任教員補充ができない場合もありうる。したがって、例外的には公募制以外の方法もとらざるを得ないが、どのような場合が例外事案に該当し公募制を採らずに選考を行えるのか、あるいは行うことが可能としてどういう手続にすべきか、など人事の透明性確保のため明確な基準を確立する必要がある。

次に、欠員が発生し早期の人員確保が実現されなかった場合において、当該欠員担当分野が学生にとって重要な科目である場合、どのように当該科目の確実な開講を確保するか、を事前に準備しておく必要がある。

#### 法学部小委員会

・2012 年度に公募制によらない人事を実施したが、こうした例外事案に関する基準の確立には至っておらず、基準の確立については今後の検討課題である。

・早期の人員確保が実現されなかった場合の対応については、今後の検討

課題である。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

②改善すべき事項

〈2〉 法学部

学生による授業改善アンケートの適切な実施については FD 活動の中で継続的に議論を行っていく。

法学部小委員会

2011 年度後期より、授業改善アンケートの実施方法を変更し、本学の e-Learning システムである「ドットキャンパス」を利用して実施する方法へと改めた。その結果、アンケート実施のために貴重な授業時間を割く必要がなくなった、自由記述欄への無責任・不規則な記述がなくなったなどの改善がなされた。その他、FD 研修への参加等、FD 活動に継続的に取り組んでいる。

#### IV. 教育内容・方法・成果

##### (二) 教育課程・教育内容

##### 2. 点検・評価

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

###### ②改善すべき事項

###### (2) 法学部

各コースにおける教育の特色が外部によく伝わっていない、との指摘が学外の関係者からされている。各コースの意義を再確認した上で、コースごとに教育の特色を打ち出すための施策（たとえば、コース独自の科目の設定や行事の実施）を検討する必要がある。

法学部小委員会

- ・コース制の特色等については、高校出張やオープン・キャンパス等、機会をとらえて説明するよう努めている。
- ・コース制のあり方等の見直しについては、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

###### ②改善すべき事項

###### (2) 法学部

a. 基礎演習において、新入生に何を、どのように学ばせるかについて、担当教員間に共通の理解が十分に形成されているとは言えない。個々の教員の試行錯誤の経験を共有することにより、学部全体で基礎演習の目的と内容について共通の理解を形成することが必要である。

法学部小委員会

- 基礎演習のあり方については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

b. 現行の教育課程のもとでは、3年次で卒業所要単位を修得し終える学生が増えている。そこで問題となっているのは、そのような学生が就職活動を優先させ、4年次に「コア科目」、「演習Ⅲ」および「卒業論文」を履修しない傾向にあることである。4年次生に対する教育の意義と方法とを再検討し、必要に応じて今後予定されているカリキュラムの改正にその結果を反映させていくべきである。

法学部小委員会

| ・2013年度より、下表のとおり、履修制限を見直すこととした。 |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                 |        | 1年次    |        | 2年次    |        | 3年次    |        | 4年次    |        |
|                                 |        | 前期     | 後期     | 前期     | 後期     | 前期     | 後期     | 前□     | 後期     |
| 現行                              | 共通教育科目 | 12単位以内 | 12単位以内 | 28単位以内 | 28単位以内 | 28単位以内 | 28単位以内 | 30単位以内 | 30単位以内 |
|                                 | 専門教育科目 | 12単位以内 | 18単位以内 |        |        |        |        |        |        |
| 改正                              | 共通教育科目 | 24単位以内 | 26単位以内 | 24単位以内 | 24単位以内 | 24単位以内 | 24単位以内 | 26単位以内 | 26単位以内 |
|                                 | 専門教育科目 |        |        |        |        |        |        |        |        |

- c. キャリアトレーニング入門およびキャリアトレーニングにおいて、とりわけ社会経験に乏しい1～3年次生に職業選択について考えさせ、就職に向けた心構えを身につけさせることは容易ではない。就職に関連するこれらの科目は、法学部の大多数の専任教員が担当することのできないものである。それだけに、卒業生その他の学外の関係者の協力を得て、特にキャリアトレーニング入門の内容を改善していく必要がある。

法学部小委員会

法学部就職セミナー等、学部独自のキャリア教育を実施している（資料1）。キャリアトレーニング入門の内容については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

3. 将来に向けた発展方法

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

②改善すべき事項

〈2〉 法学部

現在の法学部のコース制については、コース間の違いが不明瞭であるという指摘がなされている。今後は、学生のニーズも踏まえてコースのあり方およびコースにおけるコア科目の見直しを行うことが求められる。この点については、すでに法学部教授会で将来のカリキュラム改正に向けた議論が進行中である。

法学部小委員会

・コース制の特色等については、高校出張やオープン・キャンパス等、機会をとらえて説明するよう努めている。  
 ・コース制のあり方等の見直しについては、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程の相応しい教育内容を提供しているか。

②改善すべき事項

(2) 法学部

1年次から4年次までの継続的なプログラムおよびキャリア教育の一層の充実を図ることが必要である。

法学部小委員会

法学部就職セミナー等、学部独自のキャリア教育を実施している(資料2)。キャリアトレーニング入門の内容については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

### (三) 教育方法

#### 2. 点検・評価

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### ②改善すべき事項

##### 〈2〉 法学部

- a. 両キャンパスの分割（1、2年次有瀬キャンパス、3、4年次ポートアイランドキャンパス）は教育遂行に多大な弊害となっている。おそらく法学部の教育における最大の問題。2年ゼミと3年ゼミの共働を阻害。2年次留年生は有瀬キャンパスに取り残され、教員の指導が行き届きにくくだけでなく、学生間の友人関係さえ断絶しかねない。

法学部小委員会

2015年度よりポートアイランドキャンパスに全面移転することが決定した。

- b. どのコースを選んでも受講可能科目は変わらないこともあり、コース選択が将来の進路を真剣に考える機会になっているかどうか疑問である。コースごとの選択人数の大きな相違の是非（特に国際コースの選択者の極端な少なさ）も要検討となっている。

法学部小委員会

コース制のあり方については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進めていく。

#### 3. 将来に向けた発展方法

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

##### ② 改善すべき事項

##### 〈2〉 法学部

- a. 分離キャンパスの解消

学生への充実した教育のためには、現在の2キャンパス制を解消することが望ましい。もっとも、この点は全学的な問題であり、法学部のみで解決できるものではない。

法学部小委員会

2015年度よりポートアイランドキャンパスに全面移転することが決定した。

- b. コース制の見直し

コース制および受講可能科目、コア科目については教務委員を中心に見直しを行う予定としている

法学部小委員会

法学部小委員会コース制のあり方については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進めていく。

## V 学生の受け入れ

### 2. 点検・評価

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### ②改善すべき事項

##### (2) 法学部

二年次生での留年生が学年全体の約一割おり、それらの者に対して学習意欲を継続させたり、退学や更なる留年を防ぐために講ずべき措置については、いまだ検討中である。

法学部小委員会

2012年度入学者より、進級要件を緩和し、修得しなければならない単位数に対する不足単位数の合計が4単位以下の学生については進級を認めたいうえで、3年次にその不足単位数を修得させることとした。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### ②改善すべき事項

##### (2) 法学部

AO入試において予め課すレポートやミニ講義及びそれに関する小論文、グループ討論については、現在、担当する教員個人の裁量に委ねられている。この点については複数の教員で出題する前にレポート課題やミニ講義の内容等を検討し、より公正な試験の実施を図るようにすることが今後、必要となろう。

法学部小委員会

2011年度より、AO入試の方法を変更し、書類審査、小論文およびグループ面接による選考に改めるとともに、担当者間でのバラつきを抑えるよう採点基準の共有化等に努めている。

その他の入試制度については、2013年度入試において、指定校の見直し、課外活動指定校の創設、短大編入指定校の増設を実施し、2014年度入試において、公募制推薦入試におけるZ項評価点の見直し、B日程の試験科目の変更、短大指定校編入試験の試験方法の変更を実施することとした。

### 3. 将来に向けた発展方法

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

#### ②改善すべき事項

##### (2) 法学部

今後、18歳人口の更なる減少の影響を受けることは疑いない。そのため、必要に応じて、受験生の動向に対応した制度の見直しや制度の運用方針の変更が、法学部で検討される必要性が今後出ている。これについては、現在学部内入試プロジェクトで推薦入試の制度改革などを議論している。

法学部小委員会

入試制度の見直しについては、2013年度入試において、指定校の見直し、課外活動指定校の創設、短大編入指定校の増設を実施し、2014年度入試において、公募制推薦入試におけるZ項評価点の見直し、B日程の試験科目の変更、短大指定校編入試験の試験方法の変更を実施することとした。

- (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

②改善すべき事項

〈2〉 法学部

入試方法の見直し

入試制度の多様化は学生間の学力格差の原因ともなりかねない。そこで、法学部では学部の教育理念に基づき、今後も継続的に入試方法および入試定員について議論を進める必要性から、プロジェクト内で対応策を検討中である。

また、以上の問題に関連して、入学前教育についても初年次教育の在り方の検証とともに、今後の方策を検討中である。

法学部小委員会

入試制度の見直しについては、2013年度入試において、指定校の見直し、課外活動指定校の創設、短大編入指定校の増設を実施し、2014年度入試において、公募制推薦入試におけるZ項評価点の見直し、B日程の試験科目の変更、短大指定校編入試験の試験方法の変更を実施することとした。

入学前教育については、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

大学評価分科会報告書

申請大学名

神戸学院大学

---

## [基準1] 理念・目的

<努力課題> [概評の中から、問題点を具体的に記述]

- (1) 学則に掲げられた学部、学科あるいは研究科の理念・目的と大学憲章あるいは各学部独自の出版物に示された理念・目的の内容の整合性を検証するとともに、下位に位置付けられるものの内容修正が望まれる。具体的な問題として、総合リハビリテーション学部では、『履修の手引』等に教育理念、目標が掲げられているが(資料44『履修の手引-総合リハビリテーション学部』巻頭)、国際化や読解力向上など学則と一致しない内容が掲げられている。同研究科の目的も学則に掲げられた3つの事項が(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』105頁)、大学院案内には記述されていない(神戸学院大学2『大学院案内2010』14-16頁)。また、栄養学部の目的は「人の健康を科学するとともに、世界的な視野に立った人間健康科学の拠点たること」としているが(『点検・評価報告書』7頁)、学則において用いている文言との間に整合性を欠いている(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』2頁)。同研究科についても「医療系高度職業人教育」を目的の一つと記載しているが(『点検・評価報告書』10頁)、研究科規則では、単に「高度専門職業人を育成すること」としており(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』95頁)、表現内容に齟齬がある。

法学部小委員会

教育理念・目的に関する学則における記載内容と各種出版物における記載内容との整合性については、引き続き検証を進める。

- (2) 研究科単位の理念・目的の適切性を検証する上位の会議体は不明確であり定期的な検証機能が働いていないと思われるので(『点検・評価報告書』15-25頁、実地調査)、各研究科が独自に掲げている理念・目的の内容が適切か否かを定期的に検証するとともに、学部、研究科ごとに理念・目的が周知されているかを調査し、かつ周知度を改善する責任ある体制を整えることが望まれる。

学士課程小委員会

各研究科の理念、目的の適切性を検証する定期的な検証機能体制については、大学院教育部会で各研究科と連携して、2012年度において、大学院の理念、目的は策定した。2013年度に学則ならびに各研究科の規程に反映させるために、大学院教務委員会、大学院委員会において、規則改正の手続を行う。2013年度以降も、大学院教育部会で各研究科と連携して、その再点検(内容の適切な見直しと検証)を行い、大学ホームページおよび大学の広報誌に整合性のある内容で掲載し、学内外に公表する体制の整備を行う。

法学部小委員会

法学部の理念・目的については大学HP、学部オリジナルサイト、履修の手引等に示すことで周知を図っており、そのあり方については学部内広報プロジェクト等を中心に検証している。

## [基準3] 教員・教員組織

&lt;概評&gt;

## 法学部

「大学憲章」(資料 86)において定められている大学として求める教員像に基づき、法学部としての教員像を定めようと試みてはいるが、現在のところ、明確に定められていない。学部の教員組織の編制方針については、専門教育科目ごとの定員を定めているが、求める教員の資質や能力などを明確にしたものとはなっていない。現在の専任教員数は40名であり、学部における専任教員1人あたりの学生数は61.8人である(『大学基礎データ』表2)。教員の採用は、原則として公募によって行われている。昇任については、「法学部教育職員選考規程(資料79『各種規程等一覧(抜粋)』)」に従い、厳格な要件のもとで行っている(『点検・評価報告書』47頁)。教員の資質向上を図るための研修等については、年に5～6回程度、「法学研究会」を開催し、教員の研究についての報告がなされている(『点検・評価報告書』41頁)。また、各専任教員の専門分野を生かした形で年間多数の「法律討論会」、シンポジウム、あるいは講演会を開催している(『点検・評価報告書』52頁)。教員の在外研究については、学部をあげてサポートしている(『点検・評価報告書』53頁)。

## 法学部小委員会

教員像等の明確化については、学部内人事小委員会等において検討する。

&lt;努力課題&gt; [概評の中から、問題点を具体的に記述]

## 全学

- (1) 各学部・研究科(栄養学部を除く)において、教員に求める能力・資質等が明確ではないので、各学部・研究科の教育理念・目的に沿って教員組織の編制方針を定め、教育・研究を組織的に支援する体制を構築することが望まれる。

## 法学部小委員会

教員組織のあり方等については、引き続き検討を進める。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

## 法学部

法学部では、2009（平成21）年10月13日の教授会においてディプロマ・ポリシーを決定し、『履修の手引』（資料40）の巻頭に教育目標として明示している。その上で、法学部学生にふさわしいリーガルマインド（法的思考力）や政治的・国際関係の素養を身につけるために、具体的な3つの目的（a. 知識・理解：法の理念および現実の社会における法の運用を踏まえて、法および政治について体系的に学修し、法化社会・国際化社会に対応した法的素養を身につけている。b. 汎用的技能：社会における各種の問題について、その要点を把握し、必要な情報を収集・分析して、法的思考に基づいた説得力ある解決指針を示すことができる。c. 志向性：地域社会から国際社会に至る国内外の公共的事柄に関心と責任感を持ち、公平性と客観性を重視した判断および行動ができる。）を定めている（『点検・評価報告書』75頁）。

『履修の手引』（資料40）によって、卒業要件・教育課程の編成・実施方針を周知・公表している。

法学部では、キャンパス移転を契機として、2007（平成19）年度よりカリキュラムを一新し、その後も、教授会においてカリキュラムの見直しについて議論をし、その際、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成方針の適切性について検証を行っている（『点検・評価報告書』87頁）。

## 法学部小委員会

教育目標・学位授与方針・教育課程の編成方針の適切性については、引き続き検証を進める。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

&lt;概評&gt;

## 法学部

2007(平成19)年度から導入された教育課程においては、共通教育科目(リテラシー科目群・リベラルアーツ科目群)と専門教育科目(基礎専門教育科目[1年生向け]・一般専門教育科目・関連科目・総合科目)とに大別される。特色として、学生の基礎学力を養うための専門教育科目のうち、「憲法Ⅰ」「民法総則」「刑法概論」を選択必修科目とし、学生の学力に対応させて、「リメディアル憲法Ⅰ」「リメディアル民法総則」「リメディアル刑法」のリメディアル科目を設けるとともに、「アドバンス科目」として、法科大学院の教員が担当し、法科大学院の授業を体験できるような先端的な授業が展開されている。たとえば、民法科目であれば判例の分析をするなど、学部の講義科目では十分に時間が割けない部分に対応するものとなっている。また、兵庫県行政書士会との提携による科目には(資料174『法学部と兵庫県行政書士会との学術交流協定・覚書』)、現職の行政書士による講座を設け、双方向的な授業が展開されており、この取り組みは教育内容を充実させるものであり、高く評価できる(『点検・評価報告書』112頁)。さらに、法学検定試験の対策のための科目や特別演習科目として公務員試験の一般教養試験や法科大学院適性試験の対策のための科目がある。また、各種の資格試験に合格して一定の資格を取得した学生に、総合科目の単位を認定している(『点検・評価報告書』108頁)。学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程とするために多くの工夫がなされている。

法学部では、キャンパス移転を契機として、2007(平成19)年度よりカリキュラムを一新し、その後も、教授会においてカリキュラムの見直しについて議論をしているが(『点検・評価報告書』87頁)、現段階においては、具体的なカリキュラム改正案については提示されていない。現在、教授会で中心的な議題になっているのは、2年次から3年次への進級要件の見直しである。

## 法学部小委員会

進級要件の見直しについては、2012年度入学者より、進級要件を緩和し、修得しなければならない単位数に対する不足単位数の合計が4単位以下の学生については進級を認めたいと、3年次にその不足単位数を修得させることとした。

カリキュラムの見直しについては、2015年度学部全面移転に向けて、引き続き検討を進める。

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

&lt;概評&gt;

## 法学部

法学部において、年間の履修登録上限単位数は、1年次は前期24単位・後期30単位で年間54単位に、2年次および3年次においては、半期28単位以内で年間56単位に設定されており（資料40『履修の手引-法学部』33、56頁）、また4年次においても半期30単位で年間60単位に設定されている。「大学学科目履修規則」第13条に、進級要件として、進級所要単位数が規定されているものの、年間の履修登録上限単位数が高く設定されているので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。2年次または3年次編転入生については、2年次前期・後期各34単位以内、3年次前期・後期各32単位以内に設定されている（資料40『履修の手引-法学部』56頁）。

シラバスは、全学統一フォーマットに基づいて（『点検・評価報告書』134頁）作成されており、教員間でのシラバスの精緻化の認識共有を図っている。成績評価方法と単位の認定については、『履修の手引』に明示されている。学生による授業改善アンケートを通じて、シラバスと授業内容の整合性について検証を行っている。教育内容・方法などの改善については、FD委員を中心に、議論を重ねている。教授会後に教育方法について議論をする機会を設けている（『点検・評価報告書』141頁）。

## 法学部小委員会

履修登録上限単位数については、2013年度より下表のとおり見直すこととした。

|    |            | 1年次        |            | 2年次        |            | 3年次        |            | 4年次        |            |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|    |            | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         |
| 現行 | 共通教育<br>科目 | 12単位以<br>内 | 12単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 30単位<br>以内 | 30単位<br>以内 |
|    | 専門教育<br>科目 | 12単位以<br>内 | 18単位<br>以内 |            |            |            |            |            |            |
| 改正 | 共通教育<br>科目 | 24単位以<br>内 | 26単位<br>以内 | 24単位<br>以内 | 24単位<br>以内 | 24単位<br>以内 | 24単位<br>以内 | 26単位<br>以内 | 26単位<br>以内 |
|    | 専門教育<br>科目 |            |            |            |            |            |            |            |            |

&lt;努力課題&gt; [概評の中から、問題点を具体的に記述]

## 法学部

- (1) 進級所要単位数は設定しているものの、1年間の履修登録科目単位数の上限が、1年次では前期24単位、後期30単位で年間54単位、2年次・3年次においては、半期28単位以内で年間56単位に設定されており（資料40『履修の手引-法学部』33、56頁）、また4年次においても半期30単位で年間60単位と高く設定されているので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

## 法学部小委員会

2013年度より、下表のとおり、履修制限を見直すこととした。

|    |            | 1年次        |            | 2年次        |            | 3年次        |            | 4年次        |            |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|    |            | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         | 前期         | 後期         |
| 現行 | 共通教育<br>科目 | 12単位以<br>内 | 12単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 28単位<br>以内 | 30単位<br>以内 | 30単位<br>以内 |
|    | 専門教育<br>科目 | 12単位以<br>内 | 18単位<br>以内 |            |            |            |            |            |            |
| 改正 | 共通教育<br>科目 | 24単位以      | 26単位       | 24単位       | 24単位       | 24単位       | 24単位       | 26単位       | 26単位       |
|    | 専門教育<br>科目 | □          | 以内         |

## [基準4] 教育内容・方法・成果 (4) 成果

&lt;概評&gt;

## 法学部

学生の学習意欲を高めることを目指して、法学関係の資格取得について単位認定をしている。また、公務員試験における法律学関連科目の理解を深めている。さらに、法科大学院への進学者を多く出し、すでに法科大学院を修了し、新司法試験に合格した者もみられる(『点検・評価報告書』159頁)。学位授与は、ディプロマ・ポリシーに基づいて行われているが、2009(平成21)年度においては、4年生在学生のうちの25%強が留年しており、留年者に対し、ゼミの担当教員が個別に指導を行うなどの対応をしているが、学位授与の適切性について、検証を行う必要がある。4年次で卒業単位に満たない学生については、再試験の制度によって単位認定を行って卒業を認めている(『点検・評価報告書』163頁)。

法学部には卒業試験はなく、また、卒業後の進路も多様なので、卒業時の学力を正確に測る手段はないが、法学検定試験の受験を奨励しており、その合格率は成果検証の一助となっている(『点検・評価報告書』141頁)。

法学部小委員会

学位授与の適切性については、引き続き検証を行う。

**[基準5] 学生の受け入れ**

＜努力課題＞〔概評の中から、問題点を具体的に記述〕

- (3) 収容定員に対する在籍学生数比率が、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.23と高く、また過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が、法学部法律学科において1.27、総合リハビリテーション学部医療リハビリテーション学科において1.20と高いので、改善が望まれる。

法学部小委員会

入学定員に対する入学者数比率については、2012年度入学者において1.08（定員475、入学者515）と改善が図られた。

- (4) 編入学定員に対する編入学生数比率が、法学部において0.14、経済学部において0.17、経営学部において0.10、人文学部において0.04と低いので、改善が望まれる。

法学部小委員会

編入学定員に対する編入学生数比率については、2013年度入試において、短大編入指定校の増設（兵庫県を中心に新規を12校増加し21校とする）を行うこととした。

現在の学生生活から卒業後の進路—就職に至るまで、未来へつなぐプランシートを作成し、これからの行動指針にします。

### キャリアトレーニング入門Ⅱ (後期・2単位)

あか ぼり かつ ひこ  
赤 堀 勝 彦  
さ とう まさ み  
佐 藤 雅 美

#### 主題と目標

この授業では、法学部の学生が取得ないし合格することが望ましい資格および公務員試験について、それぞれの資格の社会的意義や公務員の仕事の内容を知ることにより、法学部で勉強することの意味を入学後早い段階で認識し、大学生活を目的意識に支えられた充実したものにするを目標としている。毎回の授業は、それぞれの資格を取得し、または公務員として活躍している本学卒業生により、リレー講義として行われる。各講師により、それぞれの資格の内容と社会的意義が説明されるとともに、資格取得および試験合格に至るまでの勉強法についても、具体的かつ有益な話が伺えるであろう。

取り上げる法律関連資格としては、司法書士、社会保険労務士、行政書士、通関士、ファイナンシャル・プランニング (FP) など、また、公務員としては、国家公務員、都道府県庁職員、市町村職員、裁判所書記官、裁判所事務官、警察官、刑務官、教員などを予定している。なお、授業計画については講師の都合その他の事情により、変更の可能性のあることをあらかじめお断りしておきたい。

#### 提出課題など

毎回、授業内容に関するレポートの提出が求められる。

#### 評価基準

総合レポート50%、毎回の授業内容に関するレポート50% (合計100%)。

#### その他

毎回、遅刻・欠席しないようにすること。

**テキスト** テキストは指定しない。毎回プリント (レジュメ、資料等) を配布する。

**参考書** 授業中に適宜指示する。

**指定図書** 赤堀勝彦『ライフキャリア・デザイン—自分らしい人生を送るためのリスクマネジメント—』三光 3,100円+税

#### 授業計画

##### 第1回 ガイダンス

各コースの説明、進路別ガイダンス (各種資格取

得、課外講座、企業、公務員など) を行う。

##### 第2回 将来の選択について

公務員の情報、企業の情報、将来のための大学生生活の目標設定について理解する。

##### 第3回 企業から見た必要な人材 (1)

大学に対する外部からのニーズ、企業が求めるニーズ、大学時代の過ごし方 (一般企業の場合) について理解する。

##### 第4回 国家公務員の仕事 (厚生労働省の場合)

採用試験について、労働局の組織について、労働局の業務について理解する。

##### 第5回 地方公務員の仕事 (1)

教育事務職の役割について理解する。

##### 第6回 地方公務員の仕事 (2)

警察官の役割について理解する。

##### 第7回 社会保険労務士の仕事

社会保険労務士の仕事内容、大学で学んでおく内容、試験対策について理解する。

##### 第8回 教育の仕事

教育職の現場と実像について理解する。

##### 第9回 企業から見た必要な人材 (2)

大学に対する外部からのニーズ、企業が求めるニーズ、大学時代の過ごし方 (製造会社の場合) について理解する。

##### 第10回 司法書士の仕事

司法書士の仕事内容、大学で学んでおく内容、試験対策について理解する。

##### 第11回 裁判所職員の仕事

専門職としての書記官の仕事について理解する。

##### 第12回 企業から見た必要な人材 (3)

大学に対する外部からのニーズ、企業が求めるニーズ、大学時代の過ごし方 (放送業界の場合) について理解する。

##### 第13回 企業から見た必要な人材 (4)

大学に対する外部からのニーズ、企業が求めるニーズ、大学時代の過ごし方 (企業の仕事の多様性) について理解する。

##### 第14回 将来のキャリアデザイン

私の未来設計図シートを作成し、発表する。

##### 第15回 講座全体のまとめと総合レポートの作成

質疑応答を含めた講座全体のまとめを行う。さらに総合レポートを作成する。

# 2012年度 法学部就職セミナー

**日時：2012年11月17日(土) 13:00～**

**場所：ポートアイランドキャンパスB213教室**

**第1部 採用状況の現状と活動報告**

**第2部 個別相談(4回生・卒業生)**

**第3部 交流会**



法学部では、就職活動を始めた3年次生を対象とした「法学部就職セミナー」を開催いたします。2年次生や他学部の学生も参加OKです。企業関係だけでなく公務員や法律事務職の相談コーナーもあります。

皆さんにとっては、就職活動は初めて体験するものですが、昨今の就職状況は非常に厳しいものがあります。

ぜひとも、先輩たちの体験やアドバイスに耳を傾けてみませんか。

第1部 キャリアセンターからガイダンス (B213教室)

4回生の就職活動報告

卒業生の紹介アドバイス

第2部 4回生・卒業生による個別相談 (B号館3階演習室)

第3部 交流会 (ジョリポー)

**主催：神戸学院大学法学部 (問合先：KPC 法学部長室 078-974-4543)**

**※ 予約不要 リクルートスタイルで参加のこと**